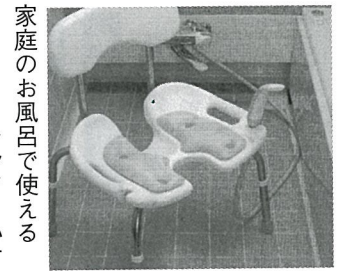




歩くことが困難な方に
車いす

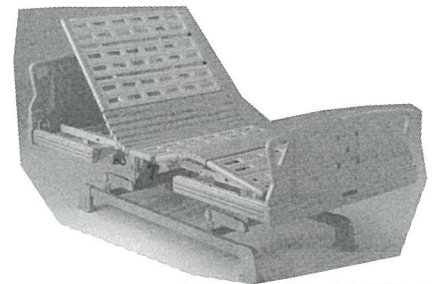
●日常生活用具の購入補助と貸出し
介護が必要な人のふだんの生活を支えるために、介護用品を購入する際の補助や貸出しをしています。
購入補助対象品 特殊ベッド、床ずれ防止用マットレス、車いす、床ずれ防止用マットレス、車いす、電磁調理器、腰掛便座、火災報知器、自動消火器など。
補助金額 生計中心者の所得により補助金額が決まります。
貸出し品 特殊ベッド、床ずれ防止用マットレス、車いす（貸出期間は2年間）
申し込み 役場保健福祉課



家庭のお風呂で使える
シャワーいす

**特殊ベッドや車いすなどの
介護用品を利用したい**

●日常生活用具の購入補助と貸出し



寝たきりやベッドの上での生活が多い方に特殊ベッド



床ずれ防止のためのエアーマット

●はり・きゅう・マッサージ利用助成

保健福祉課に登録されている施設で、はり、きゅう、マッサージ等の施術をしたとき、費用の一部を助成します。
利用券を発行し、その利用券を施設に渡すことで1000円が減額されます。利用券は月1枚の割合で交付されます。
申し込み 役場保健福祉課

**介護している家族に
手当を支給**

●ねたきり老人福祉手当の支給

65歳以上で、ねたきりの状態が6か月以上続いている人の介護者に福祉手当が支給されます。支給額は、1か月当たり14,270円（平成9年度現在）。
申し込み 役場保健福祉課

24時間体制で介護者を支援

第二松丘園在宅介護支援センター



ねたきり、痴呆、精神的なものなど、介護に関する悩みは様々です。

在宅介護支援センターでは、家庭で介護する方の様々な悩みや相談に応えるため、社会福祉専門職と看護婦が24時間体制で待機しています。

相談は無料で、電話でも、センターを訪ねても、必要があれば訪問相談にも応じます。お気軽にご利用ください。

業務内容 介護相談、介護用品の展示・紹介
在宅福祉サービスの手続きなど

電話番号 84-3969（第二松丘園）

●福祉タクシー
利用助成

●福祉タクシー
利用助成

1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方の生活範囲を広げるための助成制度です。タクシーを利用したときの領収書をお持ちください。1回当たりの助成限度額は1000円で、月4回まで助成を受けられます。
申し込み 役場保健福祉課

社会福祉協議会も独自のサービス

●紙おむつの支給（無料） 自宅でねたきりの方を対象に、2か月に一度（1日一枚の割合）紙おむつを自宅にお届けしています。

●ふとんの乾燥・丸洗いサービス（無料） 自宅での乾燥・丸洗いの方を対象に、ふとん乾燥（月1回）と丸洗い（年1回）サービスを行っています。

●給食サービス（無料） ひとり暮らしの高齢者に月1回、ボランティアが弁当をお届けします。

●送迎サービス ねたきりや体の不自由な方が、病院などを利用するとき、車で送迎するサービスです（燃料費負担）。

申し込み 町社会福祉協議会
（☎82-6545）